

Q & Aで学ぶ英文契約書の基礎知識

～ 身近なQ & Aを通じて、実務上の疑問を解説します ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2015年 6月 23日(火) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

本セミナーは、英文契約書について担当者が感じておられる身近なQ & Aを通じて、英文契約書の基礎知識を短時間で習得することを目的としたセミナーです。(Q & Aは、これまで開催されたセミナーにおいて、ご参加者から寄せられたご質問を参考に構成しております)。この講座で、日頃疑問に思われていらっしゃる点を全てクリアーにさせていただくことを目的としております。これから英文契約書を始める方や、関連部門の管理者になった方のご受講をお勧めいたします。

講師 大宮法科大学院大学客員教授 弁護士・米国弁護士・弁理士 牧野和夫 氏

1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミネソタ州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝総合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。



《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

151060-0303 Q & Aで学ぶ英文契約書の基礎知識

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
- ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川野田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

・プログラム・

1. 英文契約書の雛形・形式に関するQ

(1) 英文契約書のドラフトでは、適切な雛形を見つけることで仕事の80%は終わると言われていますが、適切な雛形を見つけるために留意する点は? 他社から受取った雛形を参考に自社で雛形を作成する著作権侵害リスクと気をつける点は?

(2) 入門者向けの英文契約書に関する解説本やIT関連の英文契約書について書かれている本でおススメのものはありますか。

(3) 英文契約書の雛形集で何か良いものはありますか。また、英文契約書の読み書きのために役に立つ辞典を教えてください。

(4) 英文契約書の締結が遅れてしまい、ビジネスが先行してしまうことが多くなっています。発効日を遡及して規定することで対応するリスクや問題点はありますか。

(5) 英文契約書のサインは、ローマ字ではなく、日本語や漢字でも効力に影響はありませんか。また、英文契約書の署名版が複数のページ数にわたる場合に、各ページにイニシャルを入れることが要求されますが、他により簡便な方法はありますか。

2. 準拠法・裁判管轄・仲裁に関するQ

(1) 準拠法・裁判管轄・仲裁が良く分かりません。それぞれについて説明してください。また、それぞれ相互の関係についても説明してください。

(2) 裁判の場合に被告地主義のメリットが大きいといわれますが、その理由は?

(3) 準拠法として指定する場合には、日本法や英米法以外は合意しない方が良いでしょう。第三国を指定することは何か問題がありますか。

(4) 仲裁に関するニューヨーク条約の加盟国でも仲裁判断が執行されなかったケースはありますか。そのようなリスクを回避するためにはどのように対処すべきか?

(5) 中国の企業と契約を締結する場合に、日本法を準拠法として提案したが承諾されませんでした。そこで、中国法ではなく、香港やシンガポールなどの第三国の法律を提案したいが、何かリスクはあるのでしょうか。

(6) アメリカの各州を裁判管轄に指定する場合に何か注意すべき点はありますか。

(7) 準拠法にウィーン条約が適用される場合の留意点について教えてください。

(8) 紛争解決と準拠法の規定は結局どのようにするのが適切なのでしょうか。仲裁、裁判、準拠法にそれぞれを決定する場合に、何か基準はありますか。

(9) 日本法を準拠法とする場合に、完全合意条項は不要ですか。

(10) アメリカの各州を裁判管轄に指定する場合に何か注意すべき点はありますか。

3. 交渉・その他に関するQ

(1) 英文契約書の中で、全て大文字で書かれている条項は修正が削除してカウンタープロポーザルを送らなければいけないと聞いたことがあります。本当でしょうか。

(2) 売主の立場でも買主の立場でも、契約書に何も決めていない場合には、法的な救済は一切付与されないのでしょうか。たとえば製品保証についての規定が契約書に無い場合に、買主は救済されないのでしょうか。

(3) 損害賠償や免責の対象となる損害(damage)の種類にはどのようなものがあり、どのような違いがあるのでしょうか。損害賠償条項や免責条項の交渉の際に damage の具体的な内容が曖昧なままに交渉してしまっているのが、相手方と空中戦をやっているような気がしてなりません。

(4) General Terms & Conditions (一般取引条件、取引約款)がお互いそれぞれの約款を相手方へ送りつけることが実務上行われています。リスクや対応方法を教えてください。相互に相手方へ約款を送りつけた場合どちらの約款が法的には優先するのでしょうか。

(5) 基本契約書(Master Agreement)と個別契約書(individual Contract)とで矛盾する規定がある場合に、別段の規定がない場合には、どちらが優先するのでしょうか。

(6) 英文契約書の翻訳をどこへ外注するのが適切でしょうか。何か注意点は? 日本語訳と英訳とで分けて考える必要があるでしょうか。英文契約書のレビューを法律事務所やコンサルタントへ依頼する場合に、何か注意すべき点は?

4. 上記の他、セミナー中の受講者からの質問にも可能な限り回答いたします

※最少催行人数に達しない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。